

郡山市公共施設案内予約システムの運用に関する事務取扱要綱

平成26年 9 月 30 日制定

平成27年12月17日一部改正

[政策開発部ソーシャルメディア推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市公共施設案内予約システム（以下「予約システム」という。）の運用に関し、郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年郡山市条例第3号。以下「条例」という。）又は郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年郡山市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(利用者登録等)

第2条 規則第4条第5項に規定する届出は、次条から第4条までに規定する手続（以下「利用者登録」という。）により行うものとする。

2 利用者登録の対象者は、満15歳以上（中学生を除く。）の者とする。

(利用者登録の届出等)

第3条 利用者登録を受けようとする者は、市長に郡山市公共施設案内予約システム利用者登録届出書（変更・廃止届出書）（第1号様式）を提出するとともに、次に掲げる本人を確認できる証明書のいずれかを提示することにより行うものとする。

(1) 運転免許証

(2) 旅券

(3) 健康保険証

(4) その他これらに類するものとして市長が認める書類

2 市長は、前項に規定する届出があった場合は、その内容を審査の上、登録の可否を判断し、適当と認めるときは当該者を予約システムの利用者として登録する。

3 市長は、予約システムに登録をしたときは、郡山市公共施設案内予約システム利用登録カード（第2号様式。以下「登録カード」という。）を当該者に交付する。

4 市長は、予約システムに登録をしないときは、当該者にその理由を付して文書により通知する。

(利用者の登録の変更、廃止等)

第4条 前条第2項の規定により利用者登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、届出事項に変更があるとき又は登録を廃止しようとするときは、速やかに郡山市公共施設案内予約システム利用者登録届出書（変更・廃止届出書）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録者が最後に施設を使用した日から5年間、一度も対象施設（規則第3条第1項の規定により公示した施設をいう。以下同じ。）を使用しなかった場合は、利用者登録を抹消することができる。

(予約システム利用申請)

第5条 予約システムを利用する申請（以下「予約システム利用申請」）は、次に掲げる事項を予約システムに入力することにより行うものとする。

(1) 登録者の登録カードに記載された利用者番号

(2) 登録者を認証するための暗証番号

- (3) 使用する公共施設の名称
- (4) 使用する目的
- (5) 使用人数
- (6) 使用する日時
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市の機関等が必要と認める事項

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象施設を使用しようとする登録者の申し出により、登録者に代わって予約システムへの入力を行うことができる。

- (1) 高齢、障がいその他の事由により予約システムを利用することが困難である場合
- (2) その他市長が入力をする必要があると認める場合
(申請期間)

第6条 予約システム利用申請は、対象施設の条例等が定める申請期間内に行わなければならない。

(使用許可の通知)

第7条 市長は、予約システム利用申請を行った者があらかじめ書面等によって求める場合を除いては、予約システム利用申請に対する使用等の可否について、予約システムにより通知するものとする。

(行為の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 予約システムを予約システム利用申請以外の目的で使用すること。
- (2) 予約システムに対し、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を行うこと。
- (3) 予約システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

2 登録者は、登録カードを譲渡し、転貸し、又は不正に使用してはならない。

(利用の制限)

第9条 市長は、対象施設の管理運営上必要があると認めるときは、予約申込期間における利用回数に制限を設けることができる。

(利用の停止等)

第10条 市長は、登録者が次の表の左欄のいずれかに該当したときは、それぞれ同表の右欄に掲げる期間を上限とする予約システムの利用停止又は利用者登録の取消をすることができる。

利用停止等の事由	利用停止又は登録の取消
(1) 未納の使用料がある場合	支払いが完了するまで利用停止
(2) 他の申請者の適正な利用を妨げる行為が認められたとき。	3か月間の利用停止
(3) この要綱又は対象施設の条例若しくは管理に関する規則の定めに違反したとき。	
(4) 公共施設の管理者の指示に反する行為があったとき。	
(5) 故意又は重大な過失により公共施設の管理又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為があったとき。	1年間の利用停止

(6) 偽りその他不正な手段による利用者登録を受けたとき。	利用者登録の取消し
(7) その他市長が予約システムの利用停止等をする必要があると認めたとき。	1年を超えない期間で市長が必要と認める期間の利用停止又は利用者登録の取消し

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後のこの要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の改正の日前に行った利用停止等については、なお従前の例による。

第1号様式（その1）（第3条関係）

（表）

郡山市公共施設案内予約システム利用者登録届出書（変更・廃止届出書）（団体用）

届 出 日		年 月 日	区 分	新規・変更・廃止
登録希望施設				
団 体	フリガナ			
	団体名称			
	フリガナ			
	代表者名			
	代表者住所			
連絡者	フリガナ			
	連絡者名			
	連絡者住所			
	電話番号			
	FAX番号			
	メールアドレス			

- ・新規登録 各項目について記入してください。
- ・登録変更 変更があった項目並びに団体名称及び利用者番号を記入してください。
- ・登録廃止 団体名称及び利用者番号を記入してください。

確 認 事 項	公共施設の利用にあたっては、各施設の条例、規則、この要綱その他利用に関する定めに従います。	<input type="checkbox"/> 同意する
---------	---	-------------------------------

暗 証 番 号				
---------	--	--	--	--

（注）暗証番号は、数字4桁で記入してください。

利 用 者 番 号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（注）利用者番号は、既に他の対象施設に利用者登録されている場合に記入してください。

この届出書に記載された個人情報は、郡山市個人情報保護条例（平成6年郡山市条例第5号）及び郡山市個人情報保護条例施行規則（平成6年郡山市規則第33号）に基づき厳重に管理いたします。

以下は、施設窓口の記入欄です。何も記入しないでください。

登録年月日	年 月 日	登録受付施設	
登録施設			
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
団体区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

(裏)

郡山市公共施設案内予約システムの運用等に関する取扱要綱 (抜粋)

(行為の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 予約システムを施設使用等申請以外の目的で使用する事。
- (2) 予約システムに対し、不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成11年法律第128号) 第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。)を行うこと。
- (3) 予約システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

2 登録者は、登録カードを譲渡し、転貸し、又は不正に使用してはならない。

(利用の制限)

第9条 市長は、対象施設の管理運営上必要があると認めるときは、予約申込期間における利用回数に制限を設けることができる。

(利用の停止等)

第10条 市長は、登録者が次の表の左欄のいずれかに該当したときは、それぞれ同表の右欄に掲げる期間を上限とする予約システムの利用停止又は利用者登録の取消をすることができる。

利用停止等の事由	利用停止又は登録の取消
(1) 未納の使用料がある場合	支払いが完了するまで利用停止
(2) 他の申請者の適正な利用を妨げる行為が認められたとき。	3か月間の利用停止
(3) この要綱又は対象施設の条例若しくは管理に関する規則の定めに違反したとき。	
(4) 公共施設の管理者の指示に反する行為があったとき。	
(5) 故意又は重大な過失により公共施設の管理又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為があったとき。	1年間の利用停止
(6) 偽りその他不正な手段による利用者登録を受けたとき。	利用者登録の取消し
(7) その他市長が予約システムの利用停止等をする必要があると認めたとき。	1年を超えない期間で市長が必要と認める期間の利用停止又は利用者登録の取消し

第1号様式（その2）（第3条関係）

（表）

郡山市公共施設案内予約システム利用者登録届出書（変更・廃止届出書）（個人用）

届出日	年 月 日	区分※	新規・変更・廃止
登録希望施設			
フリガナ			
名前			
住所			
電話番号			
FAX番号			
メールアドレス			
勤務先 学校等	名前		
	所在地		
	電話番号		

- ・新規登録 各項目について記入してください。
- ・登録変更 変更があった項目並びに団体名称及び利用者番号を記入してください。
- ・登録廃止 団体名称及び利用者番号を記入してください。

確認事項	公共施設の利用にあたっては、各施設の条例、規則、この要綱その他利用に関する定めに従います。	<input type="checkbox"/> 同意する
------	---	-------------------------------

暗証番号				
------	--	--	--	--

（注）暗証番号は、数字4桁で記入してください。

利用者番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（注）利用者番号は、既に他の対象施設に利用者登録されている場合に記入してください。

この届出書に記載された個人情報は、郡山市個人情報保護条例（平成6年郡山市条例第5号）及び郡山市個人情報保護条例施行規則（平成6年郡山市規則第33号）に基づき厳重に管理いたします。

以下は、施設窓口の記入欄です。何も記入しないでください。

登録年月日	年 月 日	登録受付施設	
登録施設			
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

(裏)

郡山市公共施設案内予約システムの運用等に関する取扱要綱 (抜粋)

(行為の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 予約システムを施設使用等申請以外の目的で使用する事。
- (2) 予約システムに対し、不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成11年法律第128号) 第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。) を行うこと。
- (3) 予約システムの管理及び運営を故意に妨害すること。

2 登録者は、登録カードを譲渡し、転貸し、又は不正に使用してはならない。

(利用の制限)

第9条 市長は、対象施設の管理運営上必要があると認めるときは、予約申込期間における利用回数に制限を設けることができる。

(利用の停止等)

第10条 市長は、登録者が次の表の左欄のいずれかに該当したときは、それぞれ同表の右欄に掲げる期間を上限とする予約システムの利用停止又は利用者登録の取消をすることができる。

利用停止等の事由	利用停止又は登録の取消
(1) 未納の使用料がある場合	支払いが完了するまで利用停止
(2) 他の申請者の適正な利用を妨げる行為が認められたとき。	3か月間の利用停止
(3) この要綱又は対象施設の条例若しくは管理に関する規則の定めに違反したとき。	
(4) 公共施設の管理者の指示に反する行為があったとき。	
(5) 故意又は重大な過失により公共施設の管理又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為があったとき。	1年間の利用停止
(6) 偽りその他不正な手段による利用者登録を受けたとき。	利用者登録の取消し
(7) その他市長が予約システムの利用停止等をする必要があると認めたとき。	1年を超えない期間で市長が必要と認める期間の利用停止又は利用者登録の取消し

